

約款による管轄の合意について

荻原 貞正

(法学部助教授)

1. はじめに

法定管轄には、専属管轄（裁判所や当事者の意思で変えることのできない管轄）と任意管轄があり、中でも、後者は、主に、当事者の訴訟追行の便宜と利害の公平とを考慮に入れて定められているから、当事者が任意管轄と異なる裁判所で訴訟を行うことに合意すれば、その裁判所を管轄裁判所にするには何ら差し支えない。また、管轄の合意を認めたところで、それが頻繁に行われることもないので、裁判所間の負担のバランスが崩れることもないから、管轄の合意が認められている。

管轄の合意の態様には、法定管轄のほかに管轄裁判所を追加する付加的合意と特定の裁判所だけに管轄を認めて他の裁判所の管轄を排除する専属的合意とがある。

ところで最近では、管轄の合意が公営住宅などの賃貸借契約書や自動車などの割賦販売契約書、普通保険約款、銀行取引約定書、航空運送約款などの約款のなかに定められていることが多い。しかも、約款による管轄の合意は、その内容が付加的なものか、または専属的なものかが明確にされていないことがしばしば見受けられる。しかも、そのうちのいずれであるかは、結局のところ、解釈によって決めるほかはない。

例えば、普通保険約款に「保険契約ニ関スル訴訟ニ付テハ当会社の本店所在地ヲ管轄スル裁判所ヲ以テ合意ニヨル管轄裁判所トス」との管轄に関する条項があると、これが付加的合意であるか、専属的合意であるかは、これだけでは明らかとならない。そこで、このような管轄の合意が専属的合意であると解釈されるならば、正に保険会社にとっては便益この上ないが、反対に、相手方である保険契約者にとっては多大な不便、不利益をこうむる。

しかも、被保険者が遠隔地に居住するような場合には、紛争の解決（権利の行使）を初めから諦めなければならないことにもなる。

また、約款についてみれば、約款の作成者の相手方は、約款全体を承認するかしないかの自由しか持たず、そのために作成者は、自己に有利な、言い換えれば、相手方に不利な裁判所を選んでいるともいえよう。このような約款においては、管轄の合意を解釈する際には、約款作成者の相手方、中でも、経済的弱者である一般の消費者にとって不当、不利

にならないように配慮しなければならない。そのためには、管轄の合意を制限したり、または、否定しなければならないこともある。その点を管轄の合意の方式、内容および効力の面から検討を加えてみたい。

2. 合意の方式

管轄の合意は、「書面ヲ以テ之ヲ為ス」と定められているが（民訴法25条2項）、これは、当事者の意思を明確にするためのものであるから、合意が同一書面でなされなくても申込みと承諾とが別々の書面でなされてもよい。約款による管轄の合意の成立を、この合意の方式から否定したものがある。

これは、合意管轄条項の記載された航空運送約款が港内の航空待合所搭乗受付のカウンターに冊子として紐で吊り下げて置かれているだけでは、相手方（旅客）に対する会社（航空会社）側の管轄に関する訴訟上の契約申込みの意思表示が相手方に到達したと確認することは困難であり、また、申込みに対する承諾の意思表示をしたとの事実もないから、会社と相手方との間に運送約款を内容とする契約が成立し、該約款に管轄裁判所を定める条項があったとしても書面による有効な管轄の合意がなされたとみることができないとした（大阪高裁昭和40年6月29日決定下民集16巻6号1154頁）。このように、約款使用者の相手方が経済的弱者である一般消費者のような場合には、彼らに不利益をもたらすような合意管轄条項つき、書面による申込みと承諾という存在の認定を厳格に行なうことによって管轄の合意の成立を否定することが考えられる。

3. 合意の内容

既述のように、管轄を定める態様として、法定管轄のほかにさらに管轄裁判所を追加する付加的合意と、特定の裁判所だけに管轄を認めて他の裁判所の管轄を一切排除する専属的合意とがある。

管轄約款には、多くの場合、「この約款に関して生じる一切の訴訟は会社所在地の裁判所の管轄とします」というような条項が載せられているために、合意の内容が専属的合意なのか、それとも付加的合意なのかははっきりしない場合が生じる。この場合に、いずれの合意であるかは、結局のところ、当事者間の合意の解釈によって決めるほかはない。合意の内容については、次のような解釈が挙げられる。

(1) 競合する法定管轄裁判所のうちのあるものをを特定し、または、そのなかのあるものを排除する合意は専属的であり、そのほかは付加的と解釈する（通説）。

(2) 管轄の合意が専属的であるか付加的であるかが不明な場合には、まず当事者の意思

を推測して決めるべきであるが、意思不明の場合には、管轄の合意は、通常起訴の便宜を考慮してなされるものであるから競合的（付加的）合意管轄を定めたものと解釈する。

(3) 当事者が一の裁判所を指示したときは、通常は、もし訴訟になったらその裁判所でしようとの趣旨であり、他の裁判所で訴訟することは予定していないと考えられるから、むしろ、ある特定の裁判所を指示してなされた管轄の合意は、特に付加的ないし競合的と解すべき事情がない限り専属的合意と解釈する。また、原則的には、この説に従がい、ただ、符合契約の一部として合意される場合は、当事者の一方の便宜のみから形式的に合意される点で、通説を妥当と考える立場もある。

さらに、約款における一般契約者の利益保護の観点からすれば、法定管轄裁判所以外の裁判所を指定した場合は通説と同様に付加的合意と解し、法定管轄裁判所のうちの一個の裁判所を特定した場合は、通説と異なり、当該合意は無意味な合意でありなんらの効力も有しないものと解釈すべきであるとする見解もある。

管轄の合意が約款でなされている場合には、一般契約者の置かれている立場を考慮に入れなければならない。そうすると、やはり、一般契約者の利益に合意の内容を解釈すべきことになる。判例も「疑わしい場合は、むしろ一般契約者の利益に解釈すべく、本件約款は……、いわゆる付加的合意管轄の定めと解するのが相当である」としている（札幌高裁昭和45年4月20日決定下民集21巻3・4号603頁）。

しかし、約款による管轄の合意が専属的と明示されている場合には、一般契約者の利益に解釈するという方法はとれない。そこで、このような場合に考えられる採るべき方法が移送制度の活用である。

4. 移 送

民訴法31条は、「裁判所ハ其ノ管轄ニ属スル訴訟ニ付著キ損害又ハ遅滞ヲ避クル為必要アリト認ムルトキハ其ノ専属管轄ニ属スルモノヲ除クノ外申立ニ因リ又ハ職権ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部ヲ他ノ管轄裁判所ニ移送スルコトヲ得」と規定している。

ところで、管轄約款に「～裁判所のみを以て管轄裁判所とする」とか、「～裁判所を以て専属的な管轄裁判所とする」というように管轄の合意が専属的と明示されていても、それは、専属管轄とは異なって、当事者の意思によるものであるから任意管轄の性質をもつことに変わりはない。したがって、専属的合意によって訴えを提起された裁判所は、31条によって訴訟を他の法定管轄裁判所（専属的合意によって管轄の排除された裁判所）へ移送することができ、これによって専属的合意があっても、その効力は、結果的には否定され、約款による専属的合意が約款作成者の相手方にもたらす著しい不利益は回避されることに

なる。ただし、通説は、著しい遅滞を避ける公益上の必要のある場合にかぎり、専属的合意の効力を否定して他の本来の法定管轄裁判所へ移送することができるとし、判例も次のように述べて、通説と同一の立場にたつ。

「専属的管轄の合意がある場合にも民事訴訟法31条による移送ができるかどうかについては……、当裁判所は、同条による移送の制度は当事者の著しい損害を回避するという当事者の利益較量の要請と訴訟の著しい遅滞を避けるという公益的要請とに基づいて設けられたものであること及び当事者は同法25条により一審に限り合意により管轄裁判所を定めることが許されていることにかんがみれば、“専属的管轄の合意がある場合に、右合意を全く無視するのは相当でないが、さりとて右合意を前記公益的要請に優越させることも相当でなく、結局、右公益的要請があるとき、すなわち、訴訟の著しい遅滞を避ける必要があるときには、同法31条により事件を他の法定の管轄裁判所に移送することが許されるものと解するものである。」（東京高裁昭和55年10月31日決定判例タイムズ433号96頁）。

しかし、約款による専属的合意という性格に照らし、著しい損害または遅滞を避けるために必要と認められるすべての場合に、専属的合意管轄裁判所から他の法定管轄裁判所へ移送することができるものと解する。

5. おわりに

約款は、往々、企業がその経済的優位を背景にして企業の利益を維持するために一方的に定めたものということができ、相手方は、約款を利用するか否かの選択の自由しかなく、約款の内容を決定する自由は全くないに等しい。このように、約款は、企業の利益に資する反面、相手方、特に経済的弱者である一般消費者に著しい不利益をおよぼすことになるから、約款中の管轄の合意が専属的か付加的かが不明の場合には、一般消費者の利益に解釈して付加的合意とし、また、専属的と明示されている場合には、当事者の著しい損害を避けるため、31条によって事件を他の法定管轄裁判所に移送することができるものと解する。しかし、このように解することは、實際上、約款による管轄の合意を意味のないものにしてしまうが、約款の性格からみてやむを得ないと言うべきであろう。

なお、「民事訴訟手続に関する検討事項」および「同補足説明」（法務省民事局参事官室）の中で、約款や定型の契約書における管轄の合意に関しては、消費者等が管轄の合意により不利益を受けることを防止する見地から、

(1) 紛争発生前にした管轄の合意は、契約の両当事者が法人又は商人である自然人である場合にのみ効力を認めるものとする考え方

(2) 紛争発生前にした管轄の合意は、当事者双方が法人又は商人である自然人である場

合を除き、専属的管轄を定めるものであっても、付加的な管轄の合意としての効力しか認めないものとするとの考え方

(3) 専属的管轄の合意によって管轄が生じた事件についても、訴訟手続の著しい遅滞又は当事者が予期することができなかつた著しい損害を避けるため必要があるときは、その合意がなければ法定管轄が生ずる裁判所へ移送することができるものとするとの考え方が挙げられている。

(1)は、紛争発生前にした管轄の合意は、契約の両当事者が法人又は商人である自然人である場合に限って効力を認めるものとし、一般市民が不用意に管轄の合意をすることにより不利益を受けることを防いでどうかという考え方である。この考え方は、約款などによる画一的な管轄の合意により消費者等の経済的弱者に不当に不利益が生ずることを防止するためのものであろうが、そのために一般市民間の管轄の合意をも、一律に制限することは、問題であるとおもう。

(2)は、管轄の合意のうち付加的な合意については第31条の規定に基づき移送をすることによって問題点を解消することができることから、専属的管轄の合意をした場合であっても、付加的な合意としての効力しか認めないものとし、同条の移送をすることができるようにしてはどうかという考え方である。この考え方は、約款や定型の契約書による専属的管轄の合意があっても、消費者等の一般市民を保護するために付加的な合意の効力しか認めないことによって、31条の移送を可能にするという点で妥当な考え方といえる。

(3)は、専属的管轄の合意をした場合であっても、著しい遅滞を避けるためであれば第31条の規定に基づき移送をすることはできるとする有力説の考え方を更に進め、当事者が合意した当時に予期することができなかつた著しい損害を避けるためにも移送することができるものとするにより、問題点を解決してはどうかという考え方である、この考え方は、専属的管轄の合意があっても、裁判所は「著しい遅滞を避けるため」または「著しい損害を避けるため」必要があると認める場合(31条)のほか、さらに、「当事者が予期することができなかつた著しい損害を避けるため」必要があると認める場合にも、移送することができるものとしており、賛成である。